

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年2月15日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

1 入札に付する事項

- (1) 件名
公用車の賃貸借
- (2) 賃貸借に係る物品及び数量
普通貨物自動車（商用ミニバンタイプ2WD） 1台
普通貨物自動車（商用バンタイプ2WD） 1台
軽貨物自動車（商用ミニバンタイプ4WDターボ） 1台
- (3) 賃貸借の内容
別紙、仕様書のとおり
- (4) 契約期間
令和3年5月6日から令和8年5月5日まで（5年間）
- (5) 調達場所
愛媛地方税滞納整理機構（松山市大手町一丁目7番地3）
- (6) 入札方法
ア 入札は、最低価格落札方式で行う。
イ 入札金額は、賃貸借料の月額を見積るものとする。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

- (1) 愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号）に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②か

ら⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 愛媛県内に事業所を有し、平成28年4月1日以降に、愛媛県内の官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書及び契約書案の交付に関する事項

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話 089-913-5886
FAX 089-941-7593
- (2) 入札説明書の交付期間
公告の日から令和3年2月22日(月)午前11時00分までの間(土曜、日曜及び祝日を除く。)、上記3の(1)の場所において入札説明書を交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 契約条項を示す日時及び場所
入札説明書の交付と同時に、契約書案を交付する。

4 入札等

- (1) 日 時 令和3年2月25日(木)午後1時30分
- (2) 場 所 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構会議室
入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。
開 札 即時開札とする。
- (3) 入札無効に関する事項
競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
ア 参加する資格のない者
イ 当該競争について不正行為を行った者
ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の高額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

(4) その他

①入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

②入札保証金
免除する。

③入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書等の書類を提出しなければならない。

なお、管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和3年2月22日（月）午前11時まで

イ 提出場所：上記3（1）に掲げる場所

④落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

(5) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(6) 契約の停止など

愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

本件貸借業務は、令和3年度予算を審議する愛媛地方税滞納整理機構議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

入札説明書

愛媛地方税滞納整理機構が発注する「公用車の賃貸借に関する契約」の入札等については、公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年2月15日（月）

2 担当課 郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話089-913-5886

3 契約概要

(1) 契約件名

公用車の賃貸借

(2) 賃貸借に係る物品及び数量

普通貨物自動車（商用ミニバンタイプ2WD） 1台

普通貨物自動車（商用バンタイプ2WD） 1台

軽貨物自動車（商用ミニバンタイプ4WDターボ） 1台

(3) 賃貸借の内容

別紙、仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和3年5月6日から令和8年5月5日まで

4 入札参加資格者名簿への登録

(1) 入札に参加する際には、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（令和18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、資格者名簿は年度更新であることに注意すること。

(2) 提出書類

①「競争入札参加資格審査申請書」様式第34号（第53条関係）

②「会社概要書」（様式1）

(3) 提出期限 令和3年2月22日（月） 午前11時まで

5 参加要件

資格者名簿に登録があり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部等に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（令和14年法律第154号）又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 地方団体の徴収金（地方税、延滞金等）を完納していること。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 愛媛県内に事業所を有し、平成28年4月1日以降に、愛媛県内の官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

6 参加要件の審査

入札参加を希望する場合には、参加要件の審査を受けること。

(1) 提出書類

- ① 「業務実績表」（様式2）
- ② 「誓約書」（様式3）
- ③ 保守体制表（任意の様式で可。ただし、A4用紙1枚以内に具体的に記載すること。）
- ④ 賃貸予定車種資料（カタログ等仕様書との適合が確認できるもの。）

(2) 提出期限 令和3年2月22日（月） 午前11時まで

- (3) 審査結果の通知 書類提出後、令和3年2月24日午後5時までに郵便又は電話で通知する。

7 書類の提出先及び問合せ先

郵便番号及び住所 790-0067 松山市大手町一丁目7番地3

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

8 書類の提出方法

持参又は簡易書留による郵送（提出期間内に担当課に必着）

9 入札者の資格の喪失

入札者は入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札の資格を失うものとする。

- (1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続

開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と認められるとき。
- (3) 愛媛地方税滞納整理機構発注の契約に係る指名停止処分を受けたとき
- (4) 自己又は自社の役員が、5の(5)の①から⑦までのいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は5の(5)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

10 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和3年2月25日(木) 午後1時30分
イ 場 所 松山市大手町一丁目7番地3
愛媛地方税滞納整理機構会議室

(2) 入札書の提出方法

入札者の直接持参による入札とする。

(3) 入札方法等

- ① 入札は、「入札書」(様式4)により、本人又はその代理人が持参することにより行う。

ただし、代理人が入札する場合は、事前に「委任状」(様式5)を提出すること。

- ② 入札金額は、1ヶ月当たりの賃借料(消費税抜き)を見積もるものとするが、契約書は車両ごとに作成するため、1台1ヶ月当たりの賃借料もそれぞれ記入すること。

入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積る契約金額。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ③ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

- ④ 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書(様式6)を徴する。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア

数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げる者のほか、競争の条件に違反した者

シ 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(6) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(8) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせる。

1.1 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要する。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他機構の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 本入札執行については、地方自治法、地方自治法施行令及び愛媛地方税滞納整理機構会計規則の定めるところによる。

公用車(賃貸借) 仕様書

愛媛地方税滞納整理機構

愛媛地方税滞納整理機構 公用車（賃貸借） 仕様書

1. 車両の内容

【1号車】

項 目	仕 様
車両タイプ	普通貨物自動車（商用ミニバンタイプ）2WD
乗車定員	5名以上
燃料	無鉛レギュラーガソリン
排気量	1,500cc 以上 2,000cc 以内
車両寸法（mm）	全長 4,000 mm以上 4,500 mm以下
	全幅 1,665 mm以上 1,700 mm以下
	全高 1,855 mm以上 1,930 mm以下
荷室	荷室内 長さ 1,900mm 以上 2,045mm 以下 幅 1,495mm 以上 1,500mm 以下 高さ 1,305mm 以上 1,365mm 以下 2列目シート、及び3列目シートが付く場合は3列目シートを折り畳むことで、ラゲッジスペースを拡大できる仕様であること。
最大積載量	—
外装色	白（再塗装は不可）
トランスミッション	オートマチック（パワーステアリング付）
駆動方式	2WD
ブレーキ	A B S 装置を装備
	衝突回避支援機能（前）
エアバック	運転席及び助手席に装備
空調	エアコン付（マニュアル可）
ドアミラー	電動格納式ドアミラー（格納については手動可）
ウインドー	フロントパワーウインドー（挟み込み防止機能付）、Bピラーより後方のウインドガラスはプライバシーガラス（フィルム施工可）
その他	—
付属品・架装品	フロアマット
	サイドバイザー
	AM・FM ラジオ
	ナビゲーション（純正、もしくは一流メーカーのビルトインタイプのもので、契約期間中、1回の地図更新を含む）
	ドライブレコーダー（前後）※詳細は、共通事項参照
	E T C 装備（アンテナ分離型）
	バックモニター
	バックブザー
	スペアタイヤ
	荷室フック装着
	シートスライド：運転席、助手席
	盗難防止システム（イモビライザーキー：純正キーに装備すること）
アイドリングストップ非装着可	

【2号車】

項 目	仕 様
車両タイプ	普通貨物自動車（商用バンタイプ）2WD
乗車定員	5名
燃料	無鉛レギュラーガソリン
排気量	1,400cc以上1,500cc以内
車両寸法（mm）	全長 4,190mm以上4,500mm以下
	全幅 1,690mm以上1,700mm以下
	全高 1,500mm以上1,550mm以下
荷室寸法	荷室長 2人乗車時 1,800mm以上、5人乗車時 960mm以上
	荷室幅 1,100mm以上
	荷室高 840mm以上
	開口部の地上高 620mm以下
	開口部の高さ 840mm以上
最大積載量	2名乗車時 400kg以上
外装色	白（再塗装は不可）
トランスミッション	オートマチック（パワーステアリング付）
駆動方式	2WD
ブレーキ	ABS装置を装備
	衝突回避支援機能（前）
エアバック	運転席及び助手席に装備
空調	エアコン付（マニュアル可）
ドアミラー	電動格納式ドアミラー
ウインドー	フロントパワーウインドー、Bピラーより後方のウインドガラスのプライバシーガラス（フィルム施工可）
その他	後席シートへのヘッドレストは装着のこと（2席分） 平成27年度燃費基準達成レベル以上
付属品・架装品	フロアマット
	サイドバイザー
	AM・FM ラジオ
	ナビゲーション（純正、若しくは一流メーカーのビルトインタイプのもので、契約期間中、1回の地図更新を元む）
	ドライブレコーダー（前後）※詳細は、共通事項参照
	ETC装備（アンテナ分離型）
	バックモニター
	バックブザー
	スペアタイヤ
	リヤシートヘッドレスト
	盗難防止システム（イモビライザーキー：純正キーに装備すること）
	アイドリングストップ非装着可

【3号車】

項目	仕様
車両タイプ	軽貨物自動車（商用ミニバンタイプ）4WD ターボ
乗車定員	4名
燃料	無鉛レギュラーガソリン
排気量	660cc クラス
車両寸法（mm）	全長 3,200 mm以上 3,400 mm以下
	全幅 1,400 mm以上 1,500 mm以下
	全高 1,800 mm以上 2,000 mm以下
荷室寸法	荷室長 2人乗車時 1,750 mm以上、4人乗車時 860 mm以上
	荷室幅 1,270 mm以上
	荷室高 1,210 mm以上
	開口部の地上高 700 mm以下
	開口部の高さ 1,155 mm以上
最大積載量	2名乗車時 200kg 以上
外装色	白（再塗装は不可）
トランスミッション	オートマチック（パワーステアリング付）
駆動方式	4WD （路面・走行状況に応じて駆動輪のトルク配分を自動制御する方式）
ブレーキ	ABS装置を装備
	衝突回避支援機能（前後）
エアバック	運転席及び助手席に装備
空調	エアコン付（マニュアル可）
ドアミラー	電動格納式ドアミラー
ウインドー	フロントパワーウインドー、Bピラーより後方のウインドガラスのプライバシーガラス（フィルム施工可）
その他	後席シートのヘッドレストは装着のこと（2席分） 平成27年度燃費基準達成レベル以上
付属品・架装品	フロアマット
	サイドバイザー
	AM・FM ラジオ
	ナビゲーション（純正、もしくは一流メーカーのビルトインタイプのもので、契約期間中、1回の地図更新を含む）
	ドライブレコーダー（前後）※詳細は、共通事項参照
	ETC装備（アンテナ分離型）
	バックモニター
	バックブザー
	スペアタイヤ
	荷室フック装着
アイドリングストップ非装着可	

2. 各車における共通事項

メンテナンスサービスの内容 (月間予定走行距離に1200Kmに基づきメンテナンスサービスを実施)	スケジュール点検 3ヶ月毎
	法定定期点検整備 (6ヶ月、1年)
	継続車検
	所定の消耗品の交換補充
	エンジンオイル交換及び補充 (オイルエレメント交換を含む)
	一般整備・故障修理 (ロードサービス)
	パンク修理
	代車 基本 (継続車検時、故障修理時に工場入庫後3日目から提供すること)
	バッテリー交換 必要回数
	タイヤ交換 磨耗に合わせて適宜、交換するとともに、冬季にはスタッドレスタイヤ (ホイール付) に入れ替えること。 (交換タイヤの保管は、機構が行う)
自動車保険の内容	ノンフリート
	年齢を問わず担保
	対人賠償 無制限
	対物賠償 無制限
	人身傷害補償 1名 5,000万円
	車両保険 保険額は時価 免責額 1回目/5万円 2回目/10万円
ドライブレコーダー (COMTEC製) 同等品可	ZDR025 (12V用)
	前方後方とも撮影・録画できること
	電源はアクセサリからとること
	配線はできる限り目隠しすること
	録画サイズ フルハイビジョン (1920×1080)
	有効画素数 最大200万画素
	ワイドダイナミックレンジ機能搭載
	画角 水平128度以上、垂直68度以上 (フロント、リアともに)
	カメラF値 F1.8以上
	SDカード (32GB以上) を付属させること
LED信号対応	
賃貸借契約に含まれる経費	車両代 (架装品等を含む)
	自動車税 (全期間)
	環境性能割
	自動車重量税 (全期間)
	登録諸費用
	自賠責保険料
	リサイクル費用
	メンテナンスサービス費用
	自動車保険料
	事故処理サービス
納入場所までの運搬費用	
リース期間	令和3年5月6日から令和8年5月5日
支払方法	支払方法について、賃貸借料は暦の月ごとに計算するものとする。但し、賃貸借料の始期及び終期が中途の場合は、当該月の賃貸借料は当該月の日数を一月30日とみなして日割り計算する。

3. その他

- 納入物品について、運輸支局又は軽自動車協会に登録の手続きを行うこと。
- 前項の登録手続きを行うために要する費用は、すべて納入業者において負担すること。
- 登録が完了したときは、これを証明する書類（自動車検査証）を、愛媛地方税滞納整理機構に提出すること。
- 登録完了後は、納入業者の負担と責任において、納入物品を愛媛地方税滞納整理機構の指定する納入場所に配送すること。

賃貸借に関する契約書

借主 愛媛地方税滞納整理機構（以下「甲」という。）と貸主 _____（以下「乙」という。）は、公用車の賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件・契約形態）

第1条 乙は、別表中1記載の自動車（以下「車」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

2 前項の賃貸借にかかる契約形態はメンテナンスリースとする。

3 契約保証金は、免除する。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、別表中2のとおりとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づく長期継続契約によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）とする。

2 消費税及び地方消費税の額は、この契約の成立日の消費税及び地方消費税の率により計算したものであり、甲は、消費税及び地方消費税の率が変更された場合は、変更後の税率による消費税及び地方消費税の額を乙に支払うものとする。

（賃貸借料の支払方法）

第4条 賃貸借料は、賃貸借開始の日から期間満了の日までに暦の月毎に計算するものとする。ただし、賃貸借期間の始期又は終期が月の中途の場合は、当該月の賃貸借料は当該月の日数を一月30日とみなして日割り計算をすることとし、計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 乙は、甲が使用した当月分の賃貸借料を翌月の10日までに書面により請求を行うものとし、甲は請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第5条 乙は、甲の責に帰する事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示991号)の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満であるとき、または遅延利息の金額の100円未満の端数については、切り捨てるものとする。

3 天災その他やむを得ない理由による場合は、遅延日数には算入しないものとする。

（権利又は義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（車の使用の本拠地及び引渡）

第7条 車の使用の本拠地は、愛媛地方税滞納整理機構とする。

2 乙は、別表中3の引渡し期日に、本拠地で車を甲に引き渡すものとする。

3 甲は、乙から車を引き渡す旨の通知を受けたときは、直ちにこれに応じ、引渡しを受け次第検収し、検収完了後速やかに乙所定の物件受領書を乙に交付するものとする。

4 甲の検収完了により、車の引き渡しがあったものとする。

5 甲が車を検収する際に、車が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないも

の（以下、「契約不適合」という。）であるときは、甲は直ちにこれを乙に通知し、また物件受領書にその旨を記載するものとする。

（車の契約不適合等）

第8条 乙は、甲への車の引渡しが遅延したとき、又は車に契約不適合があったときは、乙の負担により、甲の車の使用継続に必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合にも、この契約は変更、解除されないものとする。

（車の保管、使用）

第9条 甲は車を本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとする。

2 甲は、車の保管、使用、運行等に関し、本来の用法及び道路運送車両法その他諸法令に違反し生じた責任又は罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。

3 甲は、車の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対し損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

（メンテナンスサービス）

第10条 甲は、乙が指定する整備工場（以下「指定工場」という。）にて各別表中4に定めるメンテナンスサービスの実施を受けるものとする。ただし、甲はメンテナンスサービスを依頼する場合の車の搬入場所及び日時等については、事前に指定工場と協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とする。

(1) 甲の故意、重大な過失、契約違反、天災地変、その他不可抗力に起因する修理。

(2) 法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付。

(3) 車自体（ボディ）の腐食、破損、塗装メッキの退色に起因する修理。

（代車の提供）

第11条 乙は、前条に定めるメンテナンスサービス実施に際して、3日以上必要日数が見込まれる場合に、実施期間中代車を無償で甲に貸与する。

2 第9条の規定のほか、この契約の車の使用、保管、返還時に関する規定は前項の代車提供の場合にこれを準用する。

（事故処理）

第12条 乙は、第9条第3項の事故について、甲からの要請に基づき、事故処理に関し甲に協力する。

（保険契約）

第13条 自動車に関する任意保険契約（以下「保険契約」という。）の内容は、別表中第5のとおりとする。

2 乙は、前項に定める条件に従い、保険契約を締結するものとし、保険料は、賃貸借料に含まれるものとする。

3 自動車が損傷し、毀損し、又は修理可能の場合、若しくは第14条に規定する場合において、甲から乙に対して、保険金受領に要する書類を添付した書面による通知があり、これらの事故が同項の補填の対象となった場合には、乙は、次の各号の手続きをとるものとする

(1) 車が修理可能であり、指定工場で修理した場合、乙が保険金を受領し、その費用を負担するものとする。

(2) 第14条に規定する場合において、乙が保険金を受領できた場合には、保険金を第20条第1項の規定損害金の全部又は一部に充当し、保険金が超過した場合には、超過部分を甲に支払うものとする。

4 第1項の保険契約で補填されない損害については、別表中第5に定める場合を除き、甲の負担とする。

(車の滅失)

第14条 車が天災地変、その他不可抗力の場合を含め、滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった場合は、甲は乙に対し書面でその旨を通知し、乙がその事情を認めて甲に通知したときこの契約は終了する。この場合、車が存在するときは、甲は第19条各項の規定に従うものとする。

(車に関する諸費用の負担)

第15条 車に関する登録諸費用、自動車税環境性能割、(軽)自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車任意保険料、自動車リサイクル法関連費用及び付属品セットアップ費用は乙が各別表中6の記載に従い負担し、乙の負担分については賃貸借料に含まれるものとする。

2 第10条第1項に基づくメンテナンスサービスにかかる費用は賃貸借料に含まれるものとする。

3 第1項の諸費用及び第13条第1項に規定する任意保険料について変動があった場合、又は法令の制定、改廃等によって、車の保有、運行等に関して新たな費用ないし公租公課が課せられた場合に賃貸借料の改定を要すると認められる場合は、これを変更するものとする。

(車の所有権侵害等の禁止)

第16条 乙は、車に賃貸借物件である旨の表示を付することができるものとする。

2 甲は、車について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為ができない。

- (1) 担保権の設定
- (2) 第三者に対するこの契約に基づく賃貸借権の譲渡
- (3) 占有名義の移転

3 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることができない。

- (1) 車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること。
- (2) 車を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること。
- (3) 車の使用の本拠地若しくは車庫又は保管場所を変更すること。

4 車に取り付けた他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか無償で乙に帰属する。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する

社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。

(4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙(ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第18条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(契約終了時の措置)

第 19 条 契約終期の到来により契約が終了したときは、甲は甲の負担で車を第 16 条第 4 項で乙に帰属したものを除き原状に回復したうえで、乙の指定する場所に持参して乙に返還するものとする。

2 前項の場合において甲が車を原状に回復しない場合には、乙は付着した物件の所有権を取得するものとする。

3 車の返還が遅れた場合には、甲は契約終期から車の返還完了までこの契約に定められた賃貸借料相当額を乙に支払うと同時に、この契約に定められた全ての義務を履行するものとする。

4 契約終期到来後も甲が引き続き車を使用したい場合には、甲は賃貸借期間満了の 3 か月前までに乙に申し出るものとし、別途契約事項を甲乙協議して定めるものとする。

(規定損害金)

第 20 条 この契約の解除又は第 14 条の規定により、契約終期前に契約が終了した場合は、甲は未経過期間対応分の規定損害金を乙に支払うものとする。

2 前項の規定損害金の額は、規定損害金基本額から、次の各号の金額を控除した額とする。

(1) 第 3 条の賃貸借料に賃貸借経過月数を乗じた金額。なお、賃貸借経過月数は、賃貸借開始日からこの契約の解除日又は終了日まで月単位で数えた日数のことをいい、1 か月未満の端数があるときは、1 月に切り上げるものとする。

(2) 賃貸借料総額に含まれる費用のうち、乙所定の方法により算出したこの契約の解除時又は終了時における未発生費用。

(3) この契約の解除時又は終了時における賃貸借自動車の評価額

3 前項の規定損害金基本額は、〇〇〇〇円とする。

(契約の費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項又は履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印して各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市大手町一丁目 7 番地 3
愛媛地方税滞納整理機構
管理者 野志 克仁

乙

別 表

1	賃貸借自動車	車種名	
		年式	
		台数	
		型式	
		車体色	
		付属品・特装品 (※は車種により異なる。仕様書参照。)	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアマット、・サイドバイザー、・AM・FM ラジオ ・ナビゲーション (純正、もしくは一流メーカーのビルトインタイプのもので、契約期間中、1回の地図更新を含む) ・ドライブレコーダー (前後) ・ETC 装備 (アンテナ分離型) ・バックモニター、・バックブザー、・スペアタイヤ ・リヤシートヘッドレスト (※) ・荷室フック装着 (※) ・シートスライド：運転席、助手席 (※) ・盗難防止システム (イモビライザーキー：純正キーに装備すること) (※)
2	契約期間 (第2条第1項関係)	令和3年5月6日から令和8年5月5日まで	
3	車の引渡期日	令和3年5月6日まで	
4	メンテナンスサービス	<p>スケジュール点検 (3ヶ月毎)、・法定定期点検整備 (6ヶ月、1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続車検、・所定の消耗品の交換補充 ・エンジンオイル交換及び補充 (オイルエレメント交換を含む) ・一般整備、故障修理 (ロードサービスを含む)、・パンク修理 ・代車：基本 (継続車検時、故障修理時に工場入庫後3日目から提供) ・バッテリー交換：必要回数 ・タイヤ交換：磨耗に合わせて適宜交換し、冬季にはスタッドレスタイヤ (ホイール付) に入れ替えること。(交換タイヤの保管は、甲が行う) 	
5	自動車任意保険の内容	ノンフリート	年齢を問わず担保
		対人賠償：無制限	対物賠償：無制限
		人身傷害補償：1名 5,000万円	
		車両保険：保険額は時価 免責額 1回目/5万円、2回目/10万円	
6	諸費用	登録諸費用	乙が全額負担
		自動車税環境性能割	乙が全額負担
		(軽)自動車税	乙が全額負担
		自動車重量税	乙が全額負担
		自賠責保険	乙が全額負担
		自動車任意保険料	乙が全額負担
		自動車リサイクル法関連費用	乙が全額負担
付属品のセットアップ費用	乙が全額負担		
7	占有者	愛媛地方税滞納整理機構 (自動車検査証の使用者名義)	

その他附帯条件 仕様書のとおり